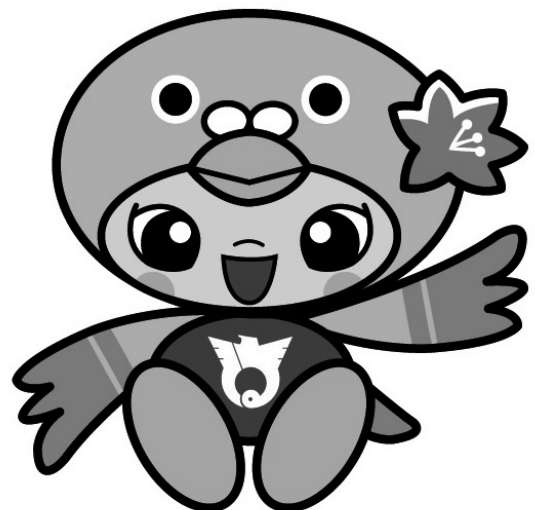


第3章 計画の基本的考え方



第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本町では、平成 17 年に『鳩山町次世代育成支援行動計画（前期計画）』を、平成 22 年に同計画の後期計画である『元気に育て 笑顔があふれる はとっ子応援プラン』を策定し、地域全体で子育てを支援し、未来を担う子どもたちが健やかに育ち、親も共に育ちながらいきいきと子育てのできるまちづくりを推進してきました。

本計画では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法など、関連法令の目的や内容を踏まえつつ、鳩山町の次代を担う子どもたちが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりや将来親になる世代が希望を持って子どもを生み育てることのできる環境づくりを地域全体で推進していくことを目指して、「次代を担う子どもを育み 未来へつなぐ 子育てのまち・鳩山」を基本理念に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進することとします。

**次代を担う子どもを育み
未来へつなぐ 子育てのまち・鳩山**



2 基本目標

本町では、これまで『元気に育て 笑顔があふれる はとっ子応援プラン』の基本的視点と基本目標に沿って、計画の基本理念の実現に向けたさまざまな施策を展開してきました。

本計画では、国が示す「子ども・子育て支援新制度」を踏まえつつ、これまで推進してきた『元気に育て 笑顔があふれる はとっ子応援プラン』の基本目標を継承し、次の3つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標Ⅰ すくすくと子どもが生まれ育つまち

基本目標Ⅱ いきいきと子どもを育てるまち

基本目標Ⅲ にこにこ親子をつつむまち



基本目標 1：すくすくと子どもが生まれ育つまち

子どもが健やかに生まれ、人間性豊かに育つことは、親にとって、かけがえのない願いであり、すべての子どもが健康で幸せに育ってほしいという願いは、地域社会全体の願いです。

そのため、国の「健やか親子 21（第 2 次）」に基づく、町の母子保健計画の施策の 1 つである母子保健・小児医療の充実とともに、人間形成の基盤となる幼児、学童期での遊びや教育の環境づくりを施策分野として、子ども一人ひとりの個性が尊重され、夢を持ち、自ら思い描く理想像に近づいていくことのできるまちづくりを目指します。また、次世代を担う大人となるための資質、環境づくりも推進します。

● 施策分野と施策目標

1 母子保健・小児医療の充実

- (1) 母子保健事業の充実
- (2) 地域医療体制の整備

2 多様な体験や学習機会の拡充

- (1) 遊び環境の整備
- (2) 教育環境の整備
- (3) 体験学習の拡充

3 次世代の親の育成

- (1) 思春期保健対策の充実
- (2) ＊食育の推進

基本目標2：いきいきと子どもを育てるまち

地域における近所づきあいの希薄化や核家族化の進行などにより、子育て家庭の孤立化や子育て不安感の増大、子育ての経験・知識・知恵などが世代間で伝承されにくくなりつつある現状を踏まえ、仲間づくりや、子育てなどに関する情報提供、相談体制の充実とともに、生活様式や就労形態の多様化に対応した保育サービスや保育環境の改善などを施策分野として、子育てに夢を持ち、楽しみながら、自らの生活を築いていくことのできるまちづくりを目指します。

また、ひとり親家庭や障がいを持つ子どものいる家庭など、福祉的な支援を必要としている家庭に対する施策の充実や、女性の就労援助の促進にも努めます。

● 施策分野と施策目標

4 地域における子育て支援の推進

- (1) 子育てネットワークの充実
- (2) 地域子育て拠点施設の充実
- (3) 子育て相談体制の整備

5 仕事と子育ての両立支援

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 保育施設の環境整備
- (3) 放課後児童クラブの推進
- (4) ※ワークライフバランスの推進

6 福祉的支援の充実

- (1) ひとり親家庭等の自立支援
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) 女性の就労援助の促進

基本目標3：にこにこ親子をつつむまち

子育ての基本は家庭にあるものの、その家庭や子どもも地域社会に根ざして生活しており、周囲の人々や環境などから様々な影響を受けています。

孤独に陥りがちな子育て家庭を支援したり、親の目の届かないところで代わりに子どもを見守ることなど、子どもたちが安心して生活するために、地域全体で、子どもや子育て家庭に果たすべき役割が求められています。

そのため、地域が子育て家庭に関わり、子どもとその家庭をともに育んでいく体制づくりや、地域の安全対策を施策分野として盛り込み、住民の交流と参画がある暖かみのある生活共同体としての地域づくりを目指します。

また、近年は、IT技術が飛躍的に推進して、子どもたち自身をつつむ情報が社会で氾濫している中にあります。保護者や地域に住む大人が快適な地域環境を整備して、子どもを取り巻く生活環境の整備を進めていく必要があります。

● 施策分野と施策目標

7 地域全体で親子を支える

- (1) 児童虐待の防止
- (2) *DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の充実
- (3) 地域で育む親支援

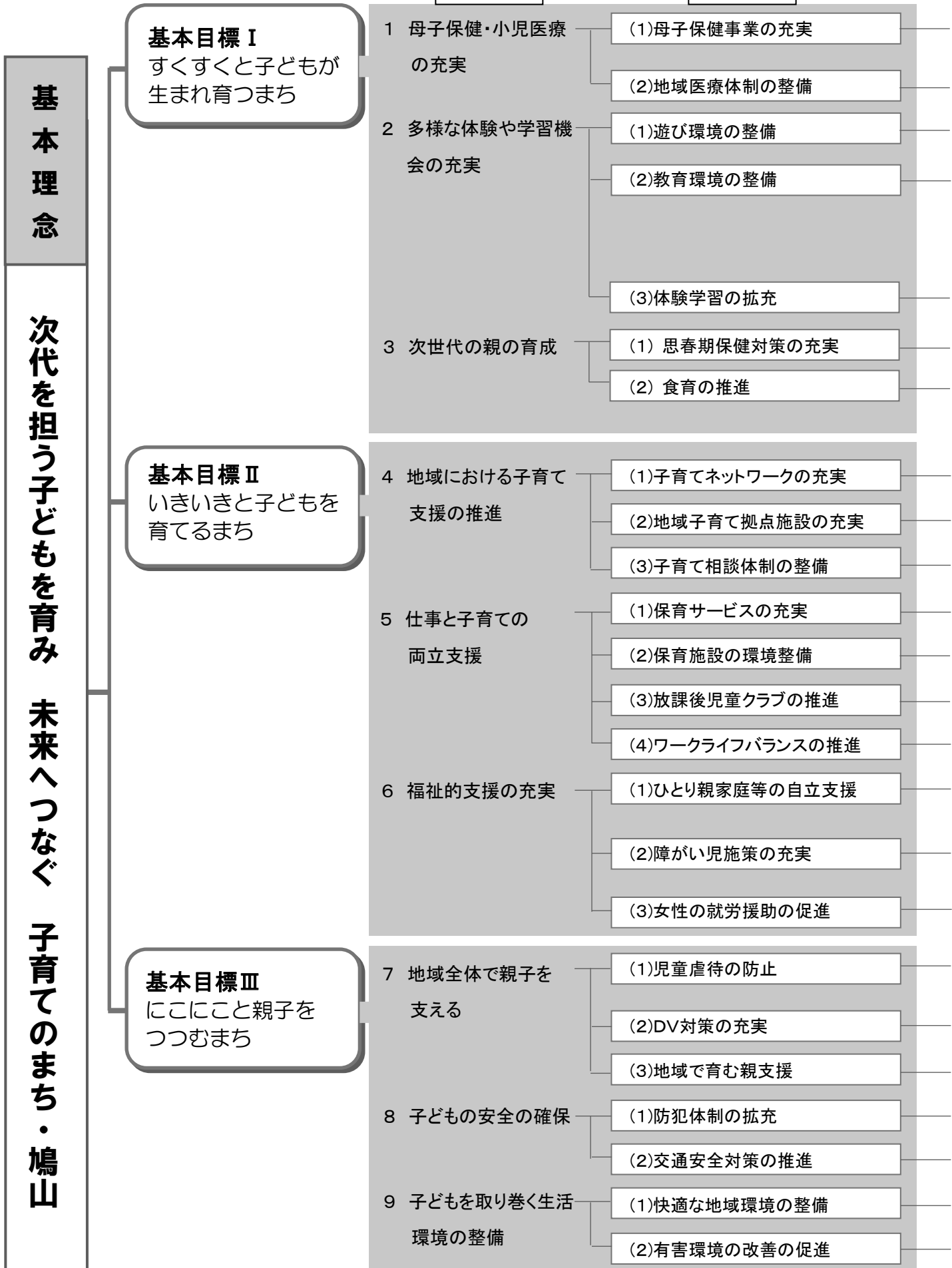
8 子どもの安全の確保

- (1) 防犯体制の拡充
- (2) 交通安全対策の推進

9 子どもを取り巻く生活環境の整備

- (1) 快適な地域環境の整備
- (2) 有害環境の改善の促進

3 施策体系図



主要施策

①母子健診等の充実 ②子どもの事故予防 ③アレルギー対策の拡充 ④健康づくり施策の推進
⑤訪問指導の拡充 ⑥不妊・不育への支援

①小児医療体制の充実 ②医療に関する情報提供の拡充

①遊び場や居場所の整備 ②遊び方の指導支援

1) 幼児教育の推進 ①多様な保育事業の導入 ②教育内容の拡充

2) 小中学校等の教育環境の整備 ①学校運営、施設設備の改善、充実 ②教育内容の拡充 ③相談事業の充実
④保護者への経済的支援

①体験学習の拡充 ②体験活動の充実

①性や薬物、危険ドラッグ等に対する教育の充実 ②心のケア体制の拡充 ③子育ての大切さを理解する心の育成

①「食育」の推進

①ネットワークの拡充 ②地域の子育て意識喚起 ③地域人材等の活用促進

①情報提供の充実 ②仲間づくりと交流の促進 ③子育て支援事業の拡充

①子育て相談体制の拡充

①多様な保育の充実 ②一時的保育の促進 ③保育料の軽減

①保育所の環境整備の促進

①放課後児童クラブの拡充 ②放課後児童クラブ運営事業のサポート体制の整備

①多様な就労形態の推進 ②男性の家庭参画推進 ③職場環境づくりの推進

①既存支援策の充実 ②ひとり親家庭等の総合的支援の推進

①障がい者理解の促進 ②早期発見・早期対応の推進 ③障がい児支援の充実 ④自立生活の促進
⑤障がい者施策の統合的推進

①各種支援制度等の情報提供の充実

①要保護児童対策地域協議会運営事業の充実 ②子どもの人権擁護意識の啓発 ③心のケア体制の確立
④一時避難所の確保

①関係機関相互の連携 ②婦人保護の意識の啓発 ③母子緊急一時保護事業の適正実施

①親支援事業の実施

①防犯協力体制の確立 ②防犯情報の提供体制構築 ③防犯設備の普及 ④防犯教育の推進

①交通安全設備の充実 ②交通安全教育の推進 ③運転マナーの向上

①快適なまちづくりの推進 ②子ども連れにやさしいまちづくりの推進

①有害環境の改善促進